

第Ⅳ部

参 考 资 料

1 周南市こども育成支援対策審議会規則

平成21年6月22日規則第54号

周南市こども育成支援対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) 次世代育成支援対策の推進に関すること。
- (2) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援周南市行動計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、委員をもって組織する部会を置くことができる。

- 2 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、こども家庭課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月1日規則第30号)

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

2 周南市こども育成支援対策審議会委員

周南市子ども育成支援対策審議会委員名簿(順不同・敬称略)

平成27年3月31日現在

区分	氏名	所属(団体等)
学識経験者	◎石橋 孝明	徳山大学
	梅野 潤子	徳山大学
	木村 美弥子	CAP周南
市民団体代表	片山 研治	周南市青少年育成市民会議
	佐伯 吉将	周南市民生委員児童委員協議会
	福原 和子	周南市母子保健推進協議会
教育関係団体代表	河内 玲子	周南市PTA連合会
	安江 央水	周南市保育協会
	○村田 佳奈	周南地区私立幼稚園協会
公募委員	松田 理恵子	
	鈴木 佳苗	
	石光 須美恵	

氏名欄の◎は会長、○は副会長